

# 事務所だより 8月号

## 西田成希税理士事務所

〒659-0053  
 芦屋市松浜町 6-14-2  
 Tel : 090-7490-7396  
 Fax : 0797-78-6488



風鈴の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

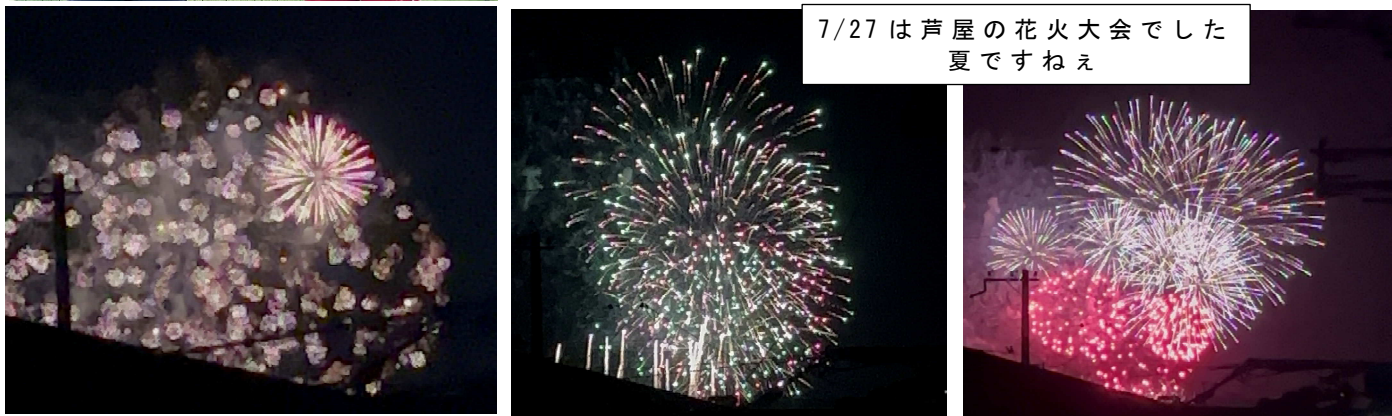
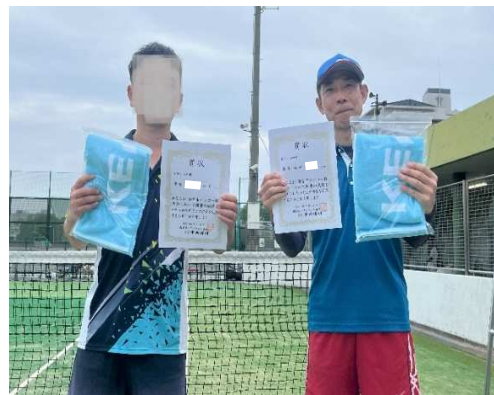
新しい 1 万円が入ったので、早速ホログラムを試しました。お札を動かすと渋沢栄一がこちらを見ます。薄い紙なのにどうなっているのでしょうか。偽造防止の技術、改めて凄いです。

さて、パリオリンピック開幕です。柔道の角田夏実選手と阿部一二三選手の金メダル、見事でした。スケートボードは、吉沢恋選手が金、赤間凜音選手が銀、堀米雄斗選手も金。男子体操も大逆転で金。フェンシングでも加納虹輝選手が金メダルを獲得しました。天使が微笑みました。一方、柔道の阿部詩選手が 2 回戦で敗退、水泳の池江璃花子選手も決勝に進めず、涙されていました。オリンピックには魔物も棲んでいるということでしょうか。

こちらは、天使か魔物か？先日、地方のソフトテニスの大会に参加しました。地方の大会なので、予選リーグはあるものの、決勝トーナメントの組み合わせを決めるだけで、全チーム（参加チーム 12 チーム）が決勝トーナメントに進めるというルールでした。

いざ試合開始。予選リーグの 2 試合は、私もペアも絶不調で 1 ゲームしか取れずに 2 敗。ダントツの最下位です(;\_;)。当然決勝トーナメントでは一番不利な位置に置かれます。予想通り、相手チームに押されまくって「もうダメか」と思っていたら、ペアの調子が出てきて、何と逆転勝ち(^)。その後私の調子も戻って、まさかの『優勝』となりました。他の参加者は、魔物に取りつかれたようです。「賞状だけやで、自分らのものは。賞品はウチらのものやで」とイジられました(^;)。予選最下位で開き直ったのが良かったのかもしれませんがね。オリンピックと比べるべくもないですが、やはり勝つのはうれしいです。

では、事務所だより 8 月号をお送りします。猛暑も猛暑です。くれぐれもご自愛ください。



7/27 は芦屋の花火大会でした  
夏ですねえ

### ☆ お知らせ (2024 年 8 月の税務)

期 限	項 目
8 月 13 日	▶ 7 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
9 月 2 日	▶ 6 月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
	▶ 3 月、6 月、9 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 12 月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
	▶ 消費税の年税額が 400 万円超の 3 月、9 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの中間申告 消費税・地方消費税＞
	▶ 消費税の年税額が 4,800 万円超の 5 月、6 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告(4 月決算法人は 2 ヶ月分) ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
	▶ 個人事業税の納付(第 1 期分)(8 月中において都道府県の条例で定める日)
	▶ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 2 期分)(8 月中において市町村の条例で定める日)

### ☆ 厚労省が社会保険料の「増税」の火消しに躍起

全世代型社会保障構築会議(主宰・新藤義孝担当大臣)は昨年まとめた「社会保障の改革工程」で、2028 年度までに取り組む問題として「医療・介護保険における金融所得・資産の扱い」を挙げ、社会保険料への金融所得の反映についての「あり方」を検討するとしていました。この議論に絡み、SNS では 1 月から始まった新 NISA の口座も対象になるのではないかといった警戒感が一部で浮上していました。

厚生労働省では、こうした「金融所得に対する社会保険料「増税」への世論の警戒感を重

く見て、その火消しに躍起。厚労省幹部は参院財政金融委員会で、政府が検討する能力に応じた社会保険料負担のあり方に関連し「政府として非課税となっているNISA（少額投資非課税制度）口座内の所得を対象とすることは考えていない」と語りました。「風説では、NISAから社会保険料が取られると言われている」との質問に答弁したものの。

ただし、政府・自民党では医療・介護保険料を算定するにあたって、株の配当など金融所得を反映させる方向での検討を本格化させていることも事実。その一方では、首相が投資促進を掲げていることとの整合性を懸念する声もあり、調整は難航しています。

株式・投資信託商品などに投資する場合、証券会社などに開いた口座を「特定口座・源泉徴収あり」にしておくと、所得税（15.315%）と住民税（5%）は源泉徴収されます。取引によって損失が出た場合に「損益通算」をするのならば、確定申告することになります。所得の増減は社会保険料の算出にも影響するため、膨張する一方の高齢者医療費を捻出しなければならない政府・自民党としては、金融所得も保険料に反映させて徴収したいわけです。

今回、厚労省幹部が「NISA口座内の所得は対象外」と明確に否定しましたが、全世代型社会保障構築会議の「改革工程」には、「マイナンバーを活用して、金融資産の保有状況も勘案し、負担能力を判定する」とあります。将来的に金融所得も「増税」のターゲットになったら、新たな節税プランを検討する必要がありそうです。

#### ☆ 空き家の戸数 過去最高 7.3戸に1戸！

相続などをきっかけに誰も住まなくなったまま放置された空き家が、全国で増え続けています。総務省の調査によれば、2023年の国内の住宅総数に占める空き家の割合は13.8%で、7.3戸に1戸が空き家でした。こうした状況を問題視した国は昨年4月、不要な相続土地を国に引き渡せる制度を設けています。

総務省は5年ごとに行われる「住宅・土地統計調査」の最新結果（23年版）を公表しました。それによれば全国にある空き家の数は約900万戸に上り、前回調査からの5年間で約50万戸増加。30年前と比べると2倍に増えている計算です。

日本の総住宅戸数は約6,502万戸で、空き家率は13.8%でした。空き家率は30年前には9.8%でしたが、20年前は12.2%、10年前には13.5%と、徐々にですが増加していて、5年ごとの調査のたびに過去最高を更新し続けています。

空き家のうち、賃貸用や売却用、別荘などに該当せず、使用目的のない物件は前回からおよそ37万戸増えて約385万戸。空き家全体に占める割合は42.8%となっています。同省統計局は、「単身高齢者世帯の増加に伴い、亡くなったり施設に移ったりして空き家になるケースが増えている」とみています。

都道府県別にみると空き家率が最も高かったのは和歌山県と徳島県（21.2%）。次いで山梨

県（20.5%）。鹿児島県（20.4%）、高知県（20.3%）がこれに続きました。

空き家を減らすために国は昨年4月、不要な相続土地を一定の条件下で国に引き渡せる「相続土地国庫帰属制度」をスタート。法務省によれば、同制度が始まってからの約1年間で1,905件の利用申請があり、248件が今年3月末までに国に引き取られています。

#### ☆ インボイスで廃業のトップ業種は税理士？

##### ◆ 帝国データバンクが調査

帝国データバンクによると、2023年中に休業・廃業、解散を行った企業（個人事業主を含む）は59,105件でした。2019年以降2023年初旬まで減り続けていた休廃業は夏以降に急増し、前年比110.6%と急増となりました。

休廃業はこれまで、持続化給付金等の資金繰り支援が功を奏し、コロナ禍でも抑制された水準で推移してきましたが、2023年に入り支援策の縮小、物価高、人手不足問題に伴う人件費負担の増加など四重・五重の経営問題が押し寄せたため、収益面・財務面で傷ついた中小企業では「事業継続か否か」の決断を迫られ、「あきらめ廃業」を余儀なくされている、とのこと。

##### ◆ NHKの紹介報道

4月2日NHK夜7時「インボイス制度 意外な業種に影響」というタイトルでのニュース報道がありました。「意外な業種」とは、ズバリ「税理士」です。

2023年の廃業数の増加率が前年比で最も高かったのは「税理士事務所」だったのです。

従前から税理士の高齢化が課題となっていた中で、競争激化による顧問企業の減少、顧問料の低下など経営環境の悪化がある中で、インボイス制度の導入など新たな業務のスタートなども影響したとみられる、と前記の帝国データバンク情報にあり、これを紹介していました。

##### ◆ 全国企業「休廃業・解散」動向調査（2023年）

帝国データバンクの公開情報の「業種詳細 前年比増減率・休廃業率上位推移」の項目のところの「増加率 上位」の最上位に、「税理士事務所」があり、2022年廃業30件、2023年廃業81件、前年比170%増と記されています。

「休廃業・解散率 上位」の項目のところでも、「会計事務所（税理士事務所）」は2023年廃業率4.97%で上位4位に位置するとされています。

因みに、「社労士事務所（社会保険労務士）」が2023年廃業率5.24%で、税理士事務所より上の上位3位の位置を占めています。

社労士業界の休廃業・解散率の高さの原因は、税理士業界と共通しているように思われ、消費税インボイスの登録事業者になるか否かの判断に当たり、「あきらめ廃業」に舵を切ることになったところが多いのだと思われそうです。